

令和5年2月3日付け新潟県人事委員会規則第2-118号（人事記録に関する規則の一部を改正する規則）
14ページから15ページまでの

「 (62) 暫定再任用 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）
附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。 」

は

「 (62) 暫定再任用 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）
附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。 」

の誤り。